

中小企業者を支援します！

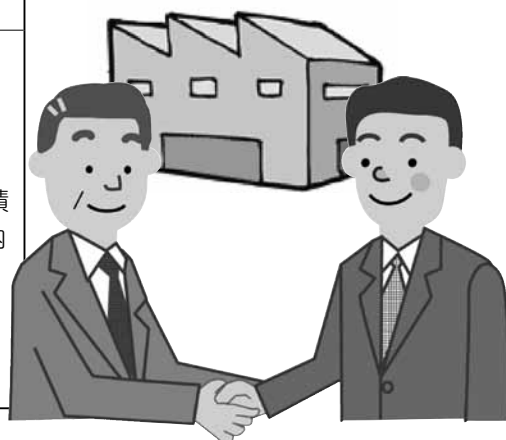
市内で事業を営む中小企業の事業者の方が、経営革新計画に基づく新たな取り組みや販路拡大をめざした展示会などへの出展に要した費用、販売促進などにもなう営業力の強化を目的としたコンサルティング費用の一部を補助します。

＜補助内容＞

種類	対象要件	補助額
補助①	展示会などに出展するための出展ブースにかかる使用料 ※ 1 備品、電源などに係る使用料を除く。 ※ 2 既に新がんばる事業者応援事業の補助対象となった展示会を除く。	補助対象経費の3分の1の額 ※ 1 別に助成措置を受けた場合は補助対象経費から助成措置の額を控除した額の3分の1の額 ※ 2 展示会などへの出展1回につき10万円を限度 ※ 3 同一年度内における1事業者に対する補助金の額は20万円を限度
補助②	愛知県が承認した経営革新計画に基づく新たな事業活動に要する経費のうちの設備投資計画に基づき導入する機械装置費用および附帯する経費 ※ 1 つの経営革新計画につき1度かぎり	補助対象経費の2分の1の額 ※ 1 別に助成措置を受けた場合は補助対象経費から助成措置の額を控除した額の2分の1の額 ※ 2 30万円を限度
補助③	中小企業診断士およびコンサルタント業を営む専門家による、販売促進などに伴う営業力の強化を目的としたコンサルティング費用 ※ 1 事業者につき同一年度1度かぎり	補助対象経費の2分の1の額 ※ 10万円を限度

＜申請＞

種類	必要書類	申請日
補助①	補助金交付申請書 展示会などの開催が確認できる書面 契約書または見積書の写し など	展示会などの開催日の20日前まで
補助②	補助金交付申請書 経営革新計画の認可申請および認可書の写し 契約書または見積書の写し など	契約の日または見積りの日から20日以内
補助③	補助金交付申請書 中小企業診断士の資格証明書の写しまたは法人の登記事項証明書の写し コンサルティング内容が確認できる書面 契約書または見積書の写し など	



※申請年度内での補助対象事業の完了が必要です。

※本補助事業は平成30年3月31日までの事業となります。

問合せ先 関企業支援グループ ☎ 52-1111 (内線280)